

# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月10日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

## 1. 業務概要

施設名	御幸日中活動センター
指定期間	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。</li> <li>・ 施設の維持管理に関すること</li> </ul>
指定管理者	名称：社会福祉法人県央福祉会 代表者：佐瀬 睦夫 住所：神奈川県大和市柳橋5-3-1 電話：046-200-2888
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（内線：33821）

## 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	御幸日中活動センターは、知的、身体、精神、発達障害において重度の障害者を積極的に受け入れており、医療的ケアを必要とする利用者に対しては看護師が常駐する体制で支援をしている。また、人員確保や研修等による支援技術の向上に努め、量・質ともに十分なサービスを提供できている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	利用者一人ひとりの障害特性を理解し、専門職と専門機関が連携をとり、支援の質の向上を図った。また、朝夕の送迎時や連絡帳を活用し、家族との連絡をこまめに行い、利用者及び家族との信頼関係を構築することができた。さらに創作活動においては、自助具を作成したり、作業工程の中で利用者のそれぞれの可能な作業に参加させるなど細やかな支援を行い、生産意欲の向上に努めるとともに、自主製品の販売会を開催するなど地域に根差した施設として確立させ、利用者が充実した地域生活が送れるよう支援を行っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われており、防犯対策については、活動中の施錠確認や、最終帰宅の職員が点検マニュアルを基に防犯確認を行っている。 ヒヤリハットについては職員が危険だと感じた事項を、報告書として作成するとともに、全職員で共有することを徹底している。 災害等への対策については、老人いこいの家や地域と合同で年に3回の避難訓練を実施して災害に備えている。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	医療的ケアの必要な方や重度の障害のある方の利用が増加しているため、それぞれの障害特性に対応した個別の活動や支援を実施することが求められる。
5	非公募更新のための条件を満たしているか（該当施設のみ）	

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果												
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	3か月ごとのモニタリングや年度報告書等、各種報告に基づいて管理・運営の状況の把握に努めた。また、ヒアリングや必要に応じた実地調査を行い、問題解決に向けて協議・指導を実施した。												
2	制度活用による効果はあったか。	<p>利用者の希望を確認するよう努めたり、家族との連絡をこまめに取りするなど、利用者の心身の状況を把握するように努め、個別の対応をしながら安全で楽しく通所できるための支援を実施した。また利用者が地域との繋がりを持つことに重点を置き、地域でのイベントや合築の老人いこいの家の催しに参加したり、利用者自身が自主製品の販売に携わることによって、利用者の社会参加を促している。</p> <p>このような運営姿勢とサービス内容により、年々、収支状況も改善している。民間のノウハウを取り入れた指定管理者による質の高い運営が実施できており、制度活用の効果があったと考えられる。</p> <p>【利用者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護</td> <td>30</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>		定員	H28	H29	H30	R1	生活介護	30	19	17	20	22
	定員	H28	H29	H30	R1									
生活介護	30	19	17	20	22									
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	車イス利用の重度障害者の方も多く、一定の支援スペースが必要なことから、施設の各部屋の使用方法に苦慮している状況があるが、定員に満たない状況が続いているため、今後も工夫しながら、利用者増に向けた取り組みを進めていく必要がある。												
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	生活介護のサービスを提供する事業については、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、合築の施設であることを踏まえ、令和3年度から貸付による民営化を図ることとしている。												

### 4. 今後の事業運営方針について

令和3年度から「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画第1次実施計画」に基づいて、令和3年度から10年間の貸付による民営化を予定しているが、今後も障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な施設運営を行っていく必要がある。